

平成29年第4回宇佐市教育委員会会議録

平成29年3月28日午後2時00分、宇佐市教育委員会を宇佐市教育委員会2階会議室に招集した会議は次のとおりです。

・出席委員

委員 長	佐藤 修水
委員 長職務代理	矢野 省三
委員	松永 建比古
委員	秋吉 禮子
教育 長	近藤 一誠

・欠席委員 なし

・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼教育総務課長	高月 晴彦
学校教育課長	川島 数志
社会教育課長	佐藤 良二郎
図書館長	畑迫 敏恵
学校給食課長	吉武 裕子

・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）向 英子

◎附議事項

議第17号	平成29年度宇佐市奨学生の決定について	(教育総務課)
議第18号	平成29年度藤・稲尾奨学生の決定について	(教育総務課)
議第19号	指定校変更について	(学校教育課)
議第20号	社会教育指導員の任用について	(社会教育課)
議第21号	宇佐市オオサンショウウオ保護管理委員会委員の委嘱について	(社会教育課)
議第22号	市内遺跡発掘調査指導委員会委員の委嘱について	(社会教育課)
議第23号	平成28年度宇佐市文化財の指定について	(社会教育課)

◎追加議案

議第24号	指定校変更について	(学校教育課)
議第25号	公民館長等の任用について	(社会教育課)
議第26号	宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について	(教育総務課)

◎報告事項

- (1) 4月の行事等の予定について (各課)
- (2) 宇佐市立小中学校における敷地内禁煙の実施について
部活動における適切な活動日の設定について (学校教育課)
- (3) 宇佐市平和ミュージアム基本設計について (社会教育課)

(開始 午後2時00分)

委員長 平成29年第2回・第3回宇佐市教育委員会会議録を承認後、開会を告げる。

(開会 午後2時04分)

委員長 議第17号平成29年度宇佐市奨学生の決定について教育総務課に説明を求める。

教育総務課長 議第17号平成29年度宇佐市奨学生の決定についてご説明いたします。この奨学資金制度は、学業優秀で経済的な理由により高校への修学が困難な者に、1ヵ月5千円、年間6万円を贈与するものです。市内6中学校へ推薦依頼をした結果、21名の推薦がありました。宇佐市奨学資金に関する条例施行規則に基づく選考委員会を3月15日(水)に開催した結果、平成29年度新1年生の奨学生15名を選定しましたので決定をお願いします。

新1年生	15名
新2年生	15名
新3年生	15名
新4年生	1名
新5年生	3名
合計	49名

(合計贈与額 2,940,000円)

委員長 何か質問はないか。異議がないので議第17号平成29年度宇佐市奨学生の決定については、承認し、次に議第18号平成29年度藤・稲尾奨学生の決定について教育総務課に説明を求める。

教育次長 議第18号平成29年度藤・稲尾奨学生の決定についてご説明いたします。この奨学資金も、議第17号の宇佐市奨学資金と同様、1ヵ月5千円、年間6万円で、旧安心院町在住の保護者と限られており、安心院中学校へ推薦依頼をした結果、5名の推薦がありました。

先ほどの宇佐市奨学資金と同日、3月15日（水）に選考委員会を開催した結果、平成29年度新1年生の5名を選定しましたので決定をお願いいたします。

新1年生	5名
新2年生	5名
新3年生	5名
新4年生	1名
合計	16名

（合計贈与額 960,000円）

委員長 何か質問はないか。異議がないので議第18号平成29年度藤・稲尾奨学生の決定については、承認し、議第19号及び追加議案議第24号指定校変更について学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第19号及び追加議案議第24号指定校変更についてご説明いたします。今回の申請は、議第19号が新小学校2年生1人、小学校2年生1人、新小学校4年生1人、新小学校5年生1人、小学校6年生1人、新中学校3年生1人、中学校3年生1人の計7人、追加議案議第24号が中学校2年生1人で合わせて8人になります。なお、登下校においては保護者が責任を負うことになります。

（変更理由などは議案に記載）

委員長 何か質問はないか。異議がないので議第19号及び追加議案議第24号指定校変更については、承認し、次に議第20号社会教育指導員の任用について社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第20号社会教育指導員の任用についてご説明いたします。議案の7Pになります。上段が生涯学習係、そして中段が安心院地域教育係、下段が院内地域教育係に配属予定の社会教育指導員をあげています。この中には、人権担当の社会教育指導員、そして公民館担当の社会教育指導員があります。新規で任用される方のみ、ご説明いたします。生涯学習係に6名の人権担当の社会教育指導員がおられますが、8Pに社会教育指導員設置規則があり、第7条を見ていただきますと、「指導員の任期は1年とし、再任されることができる。ただし、通算年数は3年以内とする」2項に「前項に規定する通算年数は、教育委員会が特に必要と認める場合は、5年以内とすることができる」とされておりまして、これによって任用をしていたところですが、通算年数のとらえ方の違いもありまして、今回、6名のうち5名を新しく任用することになりました。それから、安心院地域教育係につきましては、津房地区の公民館担当の社会教育指導員ということでございます。院内地域教育係につきましては、院内地区の公民館担当ということでの任用です。以上ご審議よろし

くお願いいたします。

委員 長
教育 長

何か質問はないか。
社会教育指導員ということで、提案をさせていただいておりますが、その中で特に生涯学習係の人権担当については、議会でもいろいろ質問がありました。私どもの方がこの設置規則第7条の解釈を理解できていないところもありまして、5年を超えていた方が数人おられたのです。今回、超えておられた方については任期が切れたということで退任していただいたため、新規任用の方が増えたというような状況になっております。以上です。

委員 長

何か質問はないか。異議がないので議第20号社会教育指導員の任用については、承認し、次に議第21号宇佐市オオサンショウウオ保護管理委員会委員の委嘱について社会教育課に説明を求める。

社会教育課長

議第21号宇佐市オオサンショウウオ保護管理委員会委員の委嘱についてご説明いたします。議案の9P・10P・11Pをご覧ください。16名の指導委員と調査員の委嘱を考えております。任期につきましては、本年4月1日から平成31年3月31日までの2年間ということになります。指導委員と調査員の違いは、指導委員は、全体にわたって調査の指導及び助言を行う。調査員は、現地調査において指導委員等を補佐し、定期的・長期的にデータの収集を行うというものです。データの収集というのはオオサンショウウオを捕獲、保護をして、生息の状況をデータ化するということとなります。10Pの保護管理委員会要綱の第1条にありますが、この会は、オオサンショウウオのもつ貴重な文化的資源及び自然環境に配慮しながら、生態系的観点からオオサンショウウオ及び生息地のより適正な保存管理運営を行うことを目的としております。以上ご審議よろしくお願いいたします。

委員 長

指導委員と調査員と合同で協議することもあるのか。

社会教育課長

はい。現地調査、夜間調査等を行っておりますし、そういった場合には、調査員と指導委員の方が合同でやることもありますし、通常の会議につきましては、年間2回程度会議を開いておりますけれども、その際はこの保護管理委員会という組織の中で、会議を行っております。

委員 長

他に質問はないか。異議がないので議第21号宇佐市オオサンショウウオ保護管理委員会委員の委嘱については、承認し、次に議第22号市内遺跡発掘調査指導委員会委員の委嘱について社会教育課に説明を求める。

社会教育課長

議第22号市内遺跡発掘調査指導委員会委員の委嘱についてご説明いたします。議案の12P・13Pになります。委員につきまし

では、これまで通り、4名の学識経験者の方ということでお願いをしたいと思っております。任期については、本年4月1日から来年の3月31日までの1年間です。専門分野につきましては、この市内遺跡発掘調査の指導委員ということでございますので、考古学を専門とする方々でございます。以上ご審議よろしく申し上げます。

委員 長

何か質問はないか。異議がないので議第22号市内遺跡発掘調査指導委員会委員の委嘱については、承認し、次に議第23号平成28年度宇佐市文化財の指定について社会教育課に説明を求める。

社会教育課長

議第23号平成28年度宇佐市文化財の指定についてご説明いたします。議案の14Pと別添資料をあわせてご覧ください。

(有形文化財【彫刻】・旧弥勒寺金堂脇侍諸仏、天然記念物・エヒメアヤメ自生地、有形文化財【建造物】・春日神社層塔、天然記念物・寒水のムクノキの4件について説明。詳細は議案及び関連資料に記載)

委員 長

何か質問はないか。

委員

エヒメアヤメは少なくなっていたようだが、最近増えたのだろうか。

社会教育課長

エヒメアヤメにつきましては、もとは安心院町の萱籠に自生地がありまして、100㎡から200㎡ぐらいの範囲に自生が見られました。ここは、直線距離にして3kmから4kmぐらい離れたところにあります。安心院の釜の口という谷から湯布院の塚原のほうに抜ける道があるのですが、その道沿いになります。自生地につきましては、寒水地区の共有地でありまして、その共有地の植林されたスギ・ヒノキを伐採したら芽を吹いて開花したということでございます。4月の半ばぐらいから5月の連休ぐらいまで開花が見られますが、去年は約300株を確認しております。管理ができないと、草が周りに生えてしまったりするので、今度4月23日に予定されておりますが、保存会が寒水地区を中心に結成、設立されます。先週地区の方がそこの下刈りをしてくれました。地元の方たちも、このような自然遺産を自分たちの宝だということで、大事に守っていかうとしております。全国に13ヶ所ぐらいしか自生地がありません。

委員 長

他に質問はないか。異議がないので議第23号平成28年度宇佐市文化財の指定については、承認し、次に追加議案議第25号公民館長等の任用について社会教育課に説明を求める。

社会教育課長

議第25号公民館長等の任用についてご説明いたします。追加議案3Pであります。四日市公民館から両川地区公民館まであげております。基本的には、旧宇佐市には四つ公民館があります。旧四町に一館、公民館があつて、各小学校区に分館というかたちで分館長がいらっしゃいます。安心院・院内地域につきましては、中央公民館

と地区公民館があります。安心院地域につきましては、それぞれの地区公民館に地区公民館長がいらっしゃいます。院内地域につきましては、公民館そのものにはいませんが、中央公民館で勤務をして地区の公民館長を兼務するというかたちをとっています。この中で天津分館につきましては、分館長が今の時点でまだ決まっておられないので空白となっております。(新規で任用する方についてのみ説明) 以上ご審議よろしくお願いたします。

委員 長 何か質問はないか。異議がないので議第25号公民館長等の任用については、承認し、次に追加議案議第26号宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について教育総務課に説明を求める。

教育 次 長 議第26号宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動についてご説明を申し上げます。4Pになります。今回の異動につきましては、市長選を控えての暫定的な最小限の異動であります。部長級5名、課長級11名、課長補佐・主幹級16名、一般職65名の計97名で、異動率は14.56%となっております。

(詳細は議案及び関連資料に記載)

委員 長 質問はないか。異議がないので議第26号宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動については、承認し、次に報告第1項の4月の行事等の予定について。

教育 次 長 教育総務課からご説明いたします。15Pをお開き願います。4月3日に職員の人事異動の辞令交付式があります。5日は大相撲実行委員会、6日は交通安全推進協議会総会、7日に教育委員会定例課長・総括会議としておりますが、市全体の会議と重なりましたので変更になる可能性がございます。11日は高等学校の入学式、18日は教育委員会の定例課長会議、24日は6月補正の市長査定、24日は市町村教育長会議、25日は定例記者会見、26日が定例の教育委員会の予定となっております。委員さん方よろしくお願いたします。28日が6月補正市長査定となっております。以上です。

学校教育課長 4月3日は教職員の辞令交付式、6日は指導主事の研修会が県庁で開かれます。7日は学力向上支援教員の辞令交付式、特別支援教育支援員の説明会、健康診断等連絡会を行います。10日は新年度の小中学校の始業式、12日が中学校の入学式、13日が小学校の入学式となっております。同日13日の午後に予算説明会が入っております。14日が公立幼稚園の入園式、午後は県教委中津教育事務所の「芯の通った学校組織」の説明会があります。17日は県連への挨拶、18日は小6・中3の全国学力・学習状況調査、あわせて宇佐市における中1のステップテストを行います。20日は福岡高裁の第1回目の口頭弁論があります。21日は最初の校長・所長会、

26日は小5・中2の大分県学力定着状況調査、27日は午前中に教頭会、午後からは第2回管内教育長会議が行われます。よろしくお願いいたします。

社会教育課長 4月1日に宇佐神宮の能楽堂で豊前神楽大会が行われます。これは、豊前神楽として中津と宇佐の5つの神楽社があるのですが、福岡県側の豊前神楽の保存会と一体として、昨年3月国の重要無形民俗文化財に指定され、その指定の記念ということで神楽を奉納するという事になっております。3日に館長・指導員の辞令交付式、6日に宇佐地域の館長・指導員会議を予定しています。6日、7日、9日に江須賀に今度開館を予定しております「宇佐市宇佐空の郷」の管理人説明会を行います。21日に現地にて「宇佐空の郷」の開館式典を予定しております。当日につきましては、教育委員さん方にもご案内をいたしますので、是非、ご出席をよろしくお願いいたしますと思います。以上でございます。

図書館長 図書館の予定です。16Pから17Pになります。渡綱記念ギャラリーは、3月11日から5月14日まで宇佐学マンガ本出版記念石川武美と『主婦の友』展を行っております。4月になりまして、エントランスでは「宇佐美術協会作品展」2点入れ替えの予定です。後の館内行事につきましては、抜粋でご説明いたします。18日からは申し込みのありました小学校で、図書館利用案内説明会が始まります。6月末までを予定しております。23日から5月13日まででは、子ども読書週間になりますので、この間、館内では図書館クイズ、ブックリサイクル、特別上映会を行う予定となっております。図書館クイズ、ブックリサイクルに関しましては、分館でも行っております。27日木曜日は月末の図書整理日で休館日となっております。以上です。

学校給食課長 学校給食課です。4月12日、13日は入学式ということで統一献立になります。小学校・中学校同じメニューになります。14日はラッキースター給食、これは安心院・院内地域です。アレルギー対応食が4月から始まります。18日、19日、25日、26日でアレルギー対応食を行います。もともとアレルギーがあるような原因物質があるようなものについては、あまり使っていないということもあり、4月はこの2回だけになっています。ツナの卵寄せがハンバーグに変わる事、それから25日、26日は杏仁フルーツに乳が入っておりますので、杏仁豆腐を抜いた形での提供となります。19日、25日、26日については、ふるさと給食の日ということで、地元の食材を使った給食を提供いたします。以上です。

委員長 4月の行事の予定について、何か質問はありませんか。

- 委員 給食でアレルギーの子どもについては、4月の学期初めに向かって調査をしているのですか。
- 学校給食課長 アレルギー対応食を始める子どもたちについては、28年度に調査を行っております。今現在17名に提供するという事で決まっております。それと新入生につきましては、今対応しているところです。3名に聞き取りを学校の先生と保護者の方と給食センターとで行っているところです。
- 委員 アレルギーについては、4月に担任が変わったり組織が変わったりするので、28年度にしている4月当初に確認をした方がいいと思います。組織が変わって担任も変わると、うっかりということがあるかもしれないので。
- 学校給食課長 実は学校の方からもそのような要望が来ております。担任が変わるなどがあるので、そういう機会を設けてもらえればということをおっしゃっておりまして、今検討中でございます。
- 委員長 次に報告第2項宇佐市立小中学校における敷地内禁煙の実施についてと部活動における適切な活動日の設定について。
- 学校教育課長 別紙をご覧ください。3月22日付けで各小学校長には通知いたしました。この度、厚生労働省の健康増進法の改正案が、まだ案の段階ですが、来年度中には小中高校すべて敷地内禁煙となる予定であります。宇佐市におきましても、これまで県との協議を続け、宇佐市は完全分煙ということで進めてきましたが、平成29年4月1日から小中学校の敷地内を完全禁煙、敷地内禁煙としたところであります。先日の内定者の会でも、校長先生方に再度確認をしまして、本日それぞれ小学校長会長、中学校長会長を通じて、実際にタバコを吸う方がまだ学校にはいらっしゃいますので、その方々が敷地外のどこで吸えばいいのかというところを確認をしていただくように、お願いしたところであります。また、地域の皆様や保護者の皆様にもご協力を頂きたいと思っております。これから、それぞれその都度ご案内等をし、周知・徹底をしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。次に部活動における適切な活動日の設定ということで、今全国的にも中学校の部活動の在り方ということで、先生方に休みが無いということが大きな問題となっております。その問題点を受けて、大分県教育委員会から3月末に次のような文書を出す予定でありますので、各学校のほうでも4月から徹底できるようにお願いをしているところであります。大きく3点ほど、県教委が定めた原則があります。1つ目は、中学校の1週間の活動日は原則として5日以内とする。2つ目が、土曜日・日曜日はいずれか1日の部活動とする。最後に、毎月第3日曜

日は完全休養日とする。この3つの大きな大原則を県教委の方が全面的に出しましたので、これを受け、宇佐市教育委員会におきましてもこの方向で原則を守っていきたいということで、4月からお願いをしてきたいと思っているところであります。以上です。

教育総務課長

関連してよろしいですか。今小中学校における敷地内禁煙の実施について、学校教育課のほうから報告がありましたが、あわせて学校施設につきましては、教育総務課で社会体育に開放しております。今4月分の申し込みを受けておりますので、その方たちについてもこの学校長宛の文書の写しと、教育委員会からのお願いということで、敷地内禁煙についてのお願いを社会体育関係の方にも周知していくところです。以上です。

委員 長
教育 長

何か質問はありませんか。

先生方への周知というのは、校長先生にお願いしてできると思うのですが、社会体育で夜体育館を利用する地域の方々にどう徹底していくのかということで、許可をする段階で通知をしながら、また施設の入口などに「敷地内禁煙」といった張り紙をしていく中で周知徹底を図っていきたいと考えております。先生方だけが対象ではなく、地域の方がみえていただける学校行事、運動会等がありますので、徐々にきちんとできる体制を整えていきたいと思います。

委員

タバコについては、吸う場所を配慮し、地域の方が先生がさぼっているような印象にとられることのないようにしていただきたいと思います。また、部活については、先生に対する評価につながっていかないよう保護者への対応をよろしくお願いします。

委員

先生方がタバコ吸うときは、どのような時間帯に吸っているのですか。また、どこかで吸う場所ということになれば、どのようなところになるのでしょうか。ヘビースモーカーの先生にとっては、かなりストレスがたまると思いますが、職場の中での影響など、どのような対策を考えているのでしょうか。

学校教育課長

教職員のタバコを吸う時間ですが、地教行法の中で職務専念義務がありますが昼休み等は免除されています。タバコはいわゆる気分転換等でありますので、お茶を一杯飲む先生方と同じように、授業中でない授業と授業の合間の時間に一服吸うというのは現実的には可能であります。あの先生はいつもさぼっているという見方がされないように、これまでは敷地内でおわらない・見えないところで完全分煙としていたのですが、今回このような流れになりましたので、案内にも書いているのですが、地域の方からご指摘を頂くことが予想されますので、基本的には、勤務時間内には吸わないというのがいいとは思いますが、そういうわけにもいきませんので、地域の中

でお話できる場所があれば、学校と隣接したどこかいい場所を見つけていただくよう、今それぞれ校長先生方をお願いをしております。

委員長 次に報告第3項宇佐市平和ミュージアム基本設計について。社会教育課より報告をお願いします。なお出口総括も同席させています。
社会教育課長 お配りしております資料によりご説明させていただきます。建築の基本設計概要書と宇佐市平和ミュージアム展示基本設計図の概要版をお配りしております。詳しくは、出口から説明させていただきます。

(出口総括より宇佐市平和ミュージアム基本設計及び展示基本設計について説明。詳細は資料に記載)

委員長 次に次回教育委員会の日程について。
事務局 次回教育委員会の日程についてですが、教育委員会行事等を勘案しまして、4月26日水曜日の午後2時00分から宇佐市教育委員会2階会議室で開催したいと思いますが、如何でしょうか。

委員長 4月26日水曜日の午後2時00分からでよろしいですか。

委員 異議なし。

委員長 異議がないので、次回教育委員会は4月26日水曜日の午後2時00分から、宇佐市教育委員会2階会議室で開催します。

委員長 各委員に諮り確認のうえ、第4回教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後3時46分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。